

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第１ 再審査請求の趣旨及び経過

１ 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

２ 経 過

請求人は、平成○年○月○日に業務上負傷し、加療の結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）となったが、その後再発し、再び加療の結果、平成○年○月○日に再治ゆした後、障害補償年金の支給を受けていたところ、労災保険法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成２７年厚生労働省告示第３２６号。以下「告示第３２６号」という。）及び平均給与額の変動に伴う平成○年○月以降の月分の労災保険法の規定による年金たる保険給付の額の改定に用いるべき率（以下「スライド率」という。）を定める告示（平成２７年厚生労働省告示第３２７号。以下「告示第３２７号」という。）が施行されたことに伴い、監督署長は、請求人に係る平成○年○月分からの障害補償年金の額を変更する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第２ 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした障害補償年金の支給に関する処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の障害補償年金が平成○年○月○日以降減額となったことを不服としているものであるが、これは、監督署長が、請求人の障害補償年金の支給に関して、告示第327号により定められたスライド率及び告示第326号により定められた年齢階層別最高限度額に基づき、請求人の年金給付基礎日額を最高限度額として算定した結果によるものであり、決定書理由のとおり、監督署長の処分に誤りはない。

(2) 厚生労働省告示に基づいてこのような改定を行っている理由は、念のため申し添えれば、次のとおりである。

給付基礎日額は、原則として労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）の平均賃金相当額（被災前3か月間に支払われた賃金から算出される。）とされるが、賃金水準は毎年変動するものであることから、年金給付を賃金変動の実態に的確に対応させるために給付基礎日額を改正する（賃金水準が上昇すれば、給付基礎日額も上昇する。逆の場合は低下する。）とともに、若年時（一般に賃金水準が低い）に被災した労働者の年金額が生涯にわたって低額のまま据え置かれたり、高齢時における労働者の稼得能力は一般的に低下するにもかかわらず、年金額が低下せず現役の高齢労働者の所得との不均衡が生じたりすることのないよう、我が国における労働者の年齢階層別の賃金構造の実態等に基づき、給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を定め、改定しているものである。

(3) なお、請求人の再審査請求の趣旨が、上記告示の規定自体に不服があり、その改廃を求めるものであるとすれば、それは当審査会のなすべき不服審査の対象外のものであって、審査の限りではない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。